

令和6年度滋賀県告示第230号、
 「滋賀県が発注する特定建設工事に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」に
 係る質問に対する回答について ⑤

記

質問事項	回答
<p data-bbox="244 589 443 622">7 / 1 1 質問</p> <p data-bbox="244 674 788 1133">「滋賀県特定調達契約競争入札参加資格審査申請について」によると書類作成に係る審査基準日は令和6年(2024年)7月1日となっています。現時点での弊社の「経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書」(以下通知書)は審査基準日が令和4年12月31日で通知日が令和5年7月10日となっていますが、本年の7月中を目途に新しい通知書(令和5年12月31日)が通知される予定です。今回はいずれの通知書(工事経歴書)を提出すればいいのでしょうか。</p> <p data-bbox="244 1144 788 1218">① 審査基準日：令和4年12月31日、 通知日：令和5年7月10日</p> <p data-bbox="244 1229 788 1346">② 審査基準日：令和5年12月31日、 通知日：令和6年7月中を予定(現時点で未通知)</p>	<p data-bbox="813 589 1013 622">7 / 1 8 回答</p> <p data-bbox="813 674 1431 920">経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書は結果の通知後、審査基準日の1年7か月後まで有効ですので公告日において有効な①の通知書をご提出ください。②については令和6年(2024年)7月1日において有効ではありませんのでご提出された場合無効となります。</p>